

## 液化石油ガス法（貯蔵施設）申請・届出の手引き

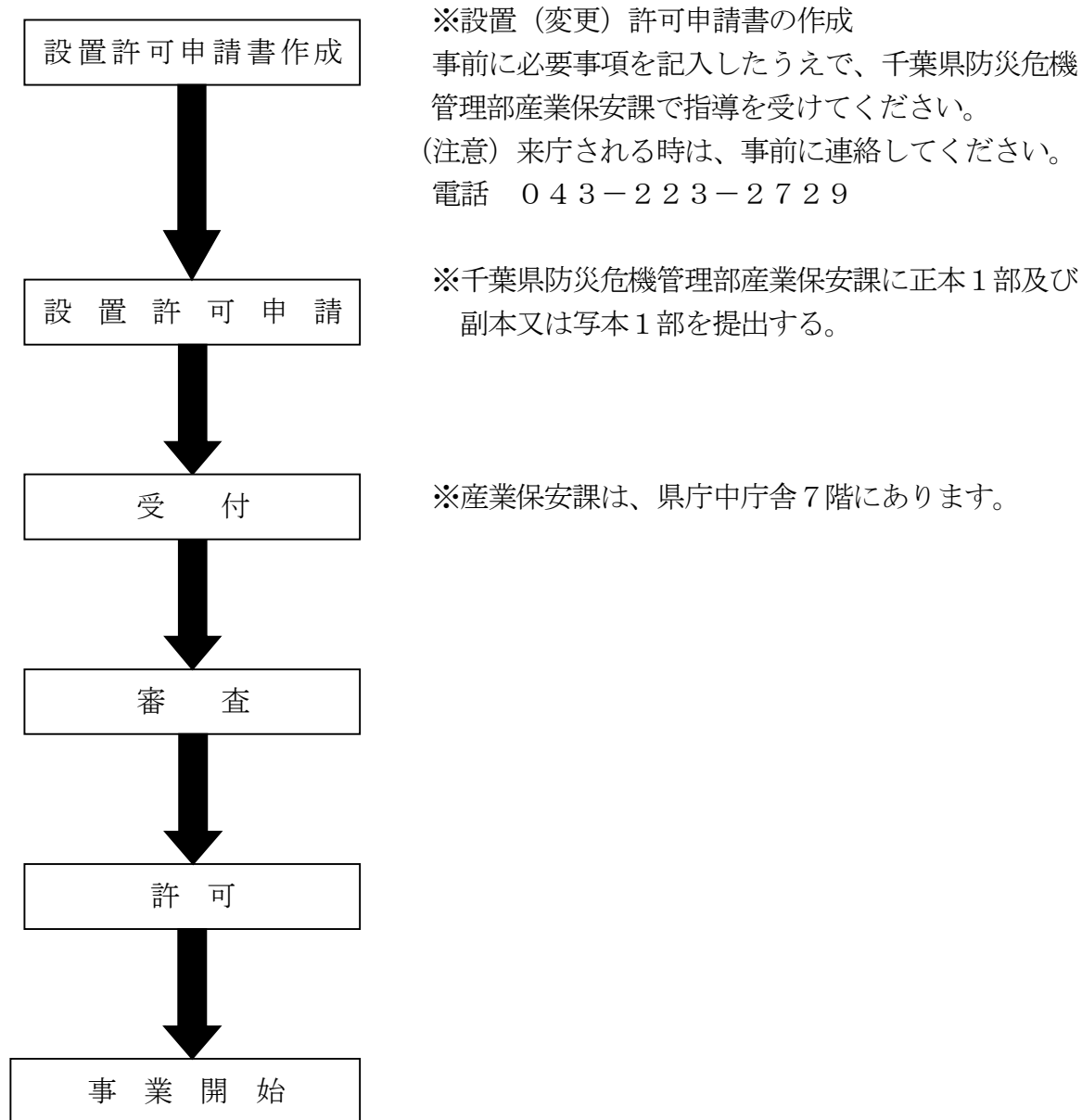
この手引きは随時改訂されるので、最新版を入手すること  
(改訂履歴)

改訂年月日	改訂の概要	該当ページ
H19. 4. 1	制定	
H25. 4. 1	組織改編及び審査基準改正に伴う改訂	1,2
R3.4.1	一部修正	2

令和3年 4月

千葉県防災危機管理部産業保安課

## 1 貯蔵施設等設置（変更）許可の手続きについて



### [注意]

- 1) 貯蔵施設設置（変更）許可申請には手数料が必要となります。
- 2) 貯蔵施設の設置工事の際には、工事中的写真を撮っておくこと。  
(配筋の状況及びコンクリートモルタルの充填状況をブロック各段ごとに撮影すること。写真がない場合は破壊検査を実施することがあります。)

2 貯蔵施設等設置（変更）許可申請 【規則第51条】 No.1-1

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	貯蔵施設等設置（変更）許可申請書<様式D1又はD2>	
2	貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見書<様式D5>	
3	貯蔵施設又は特定供給設備の位置、構造等に関する事項を記載した書面<様式D3-1～3、D4-1～15>	

その他の添付書類

No.1-2

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	貯蔵施設又は特定供給設備の位置、同一敷地内の他の施設等や建築物又は工作物等との位置関係及び敷地外の周辺の状況を示す図面（縮尺1/200～1/300程度のもの） *変更ないときは省略	
2	貯蔵施設又は特定供給設備（屋根及び障壁等の部分）の構造等を示す図面（縮尺1/20～1/30程度のもの）*変更ないときは省略	
3	特定供給設備に係る供給管等の位置関係を示す図面（配管系統図、配管施工図及びアイソメ図）（特定供給設備の場合添付） *変更ないときは省略	
4	特定供給設備のうち、貯蔵設備、機器、装置及び弁等の構造を示す図面又は説明資料 *変更ないときは省略	
5	手数料分の千葉県収入証紙（様式G1に証紙を貼付）	